

## 第2回帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 議事録

日 時 平成29年2月28日13:30～15:00

場 所 帯広運輸支局 2F会議室

### 1. 開会、会長選出、座長選出、事務局指名

#### 【事務局】

定刻となりましたので、ただいまより、第2回帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を開催致します。

本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、まことにありがとうございます。これからの議事進行は事務局説明及び各委員の方の発言につきましても、すべて着席のまま進行させていただきたいと思っておりますのでご了解をお願い致します。

私は、本協議会の事務局長をしております、十勝地区ハイヤー協会の塚本と申します。議題に入るまでの進行につきましては、事務局を代表しまして、私が務めさせて頂きますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

本日は、委員10名中、代理出席を含め9名のご出席頂いておりますので、本協議会設置要綱第5条第14項に規定される構成員の過半数が出席しておりますので、本日の協議会が成立していることをご報告いたします。

それでは議事に入ります前に、佐藤会長代理よりご挨拶申し上げます。

#### 【佐藤会長代理】

本協議会については、もう少し早めの開催をと考えておりましたが、準備の関係上、本日の開催となりました。

本日は、平成26年2月の第1回協議会において、色々な話し合う場において、関係各者の連携と情報共有が大事であるとのことから、事務局より報告させて頂き、委員の皆様方におかれましては、タクシー事業の適正化及び活性化の推進に対する忌憚のない意見等を頂き、帯広交通圏のタクシー事業の適正化・活性化がより一層推進されますことを期待するところでございます。

また、平成27年4月5日に本協議会会長の北村安正様をご逝去され、同年5月の書面会議により、本日まで私が会長代理を努めて参りました。

国土交通省から、会長の選出については学識経験者が望ましいとの助言をかねてから頂いており、第1回協議会の場でも次回開催までに交通関係に詳しい大学の教授等に構成員に就任して頂き、会長・座長として選出することになっていました。

本日は活発なご議論を、よろしくお願い申し上げます。

#### 【事務局 塚本】

それでは、早速議題に入らせて頂きます。ここからの進行は、会長代理にお任せ致します。佐藤会長代理、よろしくお願い致します。

**【佐藤会長代理】**

それでは、議題に入ります。

議題（１）会長選出について、事務局より説明して下さい。

**【事務局 塚本】**

先ほどの佐藤会長代理の挨拶にもありましたとおり、会長については学識経験者が望ましいとなっておりますので、第１回協議会后に北見工業大学の高橋教授に依頼をしましたところ、構成員への就任について快諾を頂きましたことから、今協議会から高橋教授に会長をお願いしたいと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

異議なし

**【佐藤会長代理】**

承認頂きありがとうございました。

それでは、議題（２）会長挨拶について、高橋新会長よりご挨拶申し上げます。

**【高橋会長】**

会長に指名を頂きました高橋でございます。交通関係について研究してまいりました。

このタクシー事業についても、北見地区でお手伝いさせていただいております。また、北海道運輸局の方でも公共交通関係、バス事業でお手伝いしております。

タクシー業界については厳しい状況が続いていると認識しております。運転手確保やライドシェアの問題、乗合運行などです。一方で一般旅客の新しいニーズの出現などもあります。そういうなかでどの様に事業を展開していくか、みなさんとの情報共有し協議し、事業を適正化活性化してゆくことが大切であると感じています。

帯広の地域特性については理解していな部分がございますので、皆様に教えていただきながら、この協議会を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

**【佐藤会長代理】**

高橋会長ありがとうございました。

それでは、議題（３）座長選出について、事務局より説明して下さい。

**【事務局 塚本】**

座長につきましても、他の地区の協議会においては会長が座長を務めている慣例に習い、当協議会におきましても、高橋会長に座長へ就任して頂きたいと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

異議なし

**【佐藤会長代理】**

承認頂きありがとうございました。

それでは、ここからの進行は、高橋会長にお任せ致します。高橋会長、よろしく申し上げます。

**【高橋会長】**

承認頂きありがとうございました。

それでは、議題（４）事務局長指名についてですが、設置要綱に基づき会長が指名することになっておりますので、引き続きハイヤー協会の塚本常務にお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

異議なし

**【高橋会長】**

承認頂きありがとうございました。

2. 議 事

**【高橋会長】**

それでは、議題（５）議事①「協議会設置要綱一部改正」について、事務局より説明して下さい。

**【事務局 塚本】**

設置要綱の一部改正について、説明いたします。

資料１の設置要綱（協議会の構成員）第４条第１項冒頭に「１ 法第８条第１項に掲げる者」とありましたが、この部分については、法第８条第１項の「必須の構成員」と、同条第２項の「学識経験者、その他協議会が必要と認める者」の両方が以前から記載されており、構成員範囲が重複しているため削除すること、

（５）に、「一般社団法人帯広消費者協会会長又はその指名する者」とありますが、これは国土交通省のガイドラインにより地域住民代表と同列の位置づけであることから、（４）の「地域住民代表」の次にずらしたこと、

（７）に、「帯広労働基準監督署長又はその指名する者」を追記しましたが、これは以前から構成員に入っていたものが誤って削除されていたために追記すること、

同じく（協議会の構成員）第４条第２項については、第１項の変更に伴い項目を変更したこと、（協議会の運営）第５条第３項、第７項の会長及び事務局長の任期について、平成３２年３月３１日まで延長すること、

同じく（協議会の運営）第５条第９項（１）の変更部分は、法の条項から本設置要綱の条項に分かりやすく置き換えたこと、

（２）の設置要綱の変更を議決する場合の⑤部分は、改正前は、「帯広消費者協会会長が合意していること。」でしたが、これを帯広消費者協会を含めた「地域住民代表として参加している構成委員の過半数が合意していること。」に変更すること、

同じく（協議会の運営）第５条第１５項の変更部分については、条項が間違っていたために変更す

ること、

以上の改正をご承認頂きたいと思います。宜しく願いいたします。

**【高橋会長】（14：00）**

提案のありました改正について、ご意見等ございますでしょうか。

**【小笹委員】**

設置要綱5条第9項における議決権における、帯広消費者協会と地域住民代表の枠組みについて説明を頂きたい。

**【帯広運輸支局 頼本】**

本協議会が設置された当初から連合町内会などの地域住民代表は構成員として加入されていませんでした。改正特措法のガイドラインでは、消費者協会とは別に地域住民代表の区分として連合町内会などが構成員に入っていれば、2者1議決権となっているので、今後、地域住民代表の区分として連合町内会などが当協議会に加入した場合は、2者1議決権あるいは複数者1議決権となります。

**【吉田委員】**

構成員について要綱第4条第1項（1）では「帯広市長又はその指名する者」となっているが、要綱第5条第9項（2）①では「帯広市長が合意していること」となっており整合性がないようだが。

**【帯広運輸支局 頼本】**

国土交通省ガイドラインでは、第4条第1項（1）「帯広市長又はその指名する者」において、「指名された者」は帯広市長と同等の扱いをしていることから、第5条第9項（2）①の「帯広市長」は第4条の「指名された者」を含むと理解していただきたい。

**【高橋会長】**

他ご質問が無ければ要綱の改正について、ご承認頂けますでしょうか。

異議なし

**【高橋会長】**

次に、議題（5）議事②「活性化事業計画の進捗状況等」について、帯広運輸支局より説明して下さい。

**【帯広運輸支局 藤本】**

お手元の「資料2」に基づき、活性化事業計画及び事業再構築の進捗状況等について説明致します。

**【高橋会長】**

それでは、ただいま帯広運輸支局から説明のあった「活性化事業計画の進捗状況等」について、

ご意見をいただきます。

特に、減車実施後の状況（効果）について、「1台あたり忙しくなった」とか「年末年始の状況（苦情等が無かったかを含めて）」がどうであったか。また、震災の影響として、どのようなことがあったのか等の発言をお願いします。

#### 【小林委員】

平成28年に関しては台風の影響で減収傾向にありました。また、12月の忘年会シーズンにおいてはドカ雪の影響は少なく、堅調な業績であった。

#### 【佐藤委員】

12月の繁忙期は需要に対して供給が追い付かない。また、降雪の影響で時間当たりの運行本数が落ちてしまう。

#### 【柴田委員】

減車効果によって1車あたりの運送収入が確実に上昇している。更なる減車をお願いしたいところだが、運転手不足で遊んでいる車両を減車しても効果はない。については、各事業者の知恵で運転手の賃金を上げるような工夫をしていただきたい。

#### 【小笹委員】

運転手の年齢についてタクシー業界の傾向を説明していただきたい。

#### 【佐藤委員】

平均年齢は60歳を超えており、今後も上昇が続くと思われる。

#### 【高橋会長】

次に、議題（5）議事③「準特定地域計画の一部改正」について、事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局 塚本】

今回、お手元の資料の通り地域計画の見直しを図りました。法改正に伴い全体にわたって「地域計画」を「準特定地域計画」に変更し、1ページから7ページ中段までのローマ数字Ⅰ、Ⅱは数値を最新のものに更新しています。

7ページ中段以降のローマ数字Ⅲからは、法改正に伴い全体にわたって「特定事業」を「活性化事業」に変更し、実施済みの項目については削除しています。

見直し部分は以上ですがご承認いただけますでしょうか。

#### 【吉田委員】

バスの生活路線とタクシーをつなぐような事業について考えをお聞かせ願いたい。

**【佐藤委員】**

営業回数と運送収入を考えると細かい仕事となる、運転者の収入の面からみると実現は厳しいと考えられる。

**【松倉委員】**

バス路線を廃止して代替えとしてタクシーを運行しているモデル地域があるが、北海道内では難しい。

**【高橋会長】**

住民の居住地域が線的な広がりをしている地域では可能であると思われるが、北海道のように面的な広がりでは難しいかもしれないが、タクシー事業者間で検討も必要ではないか。

利用促進策として免許返納者割引について議論を深めたいと思う。

**【佐藤委員】**

現在、業界では高齢者割引制度を設けています。65歳以上であれば運賃を1割引としています。ただし、この高齢者割引による減収率は総運収に対して2～3%を占める金額です。

この減収分については、他からいっさい補てんはされず事業者が負担しています。

併せて免許返納者割引を設定することについてハイヤー協会内で協議をしたことはないが、この先、協議が必要となるでしょう。

**【高橋会長】**

準特定地域計画の活性化事業内の各項目について、今回は事務局修正案の通りの見直しとして皆様にお諮りいたします。

異議なし

**【高橋会長】**

最後に、議題（5）議事④「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて事務局より説明して下さい。

**【事務局 塚本】（14：37）**

その他資料について、平成29年から毎年準特定地域のタクシー事業者は4枚目のⅡ2（2）「計画的な活性化の促進」について、活性化の取組みを計画的に進めるため、9項目の評価項目について目標値を設定し、国土交通省に6月までに報告することになっています。

そのためには、遅くとも今年5月までに協議会を開催しなければなりません。年度当初ということもあり協議会を開催することが難しいと思いますので、設置要綱第5条第15項に基づき書面協議に代えさせていただくこととお諮りいたします。

**【高橋会長】**

フォローアップに関しては書面協議にて協議会の承認を取り付けたいと考えますがお諮りいたします。

**異議なし**

**【高橋会長】**

それでは、全体をとおして、何かご意見等がありましたらお願いします。

**【吉田委員】**

利用者の立場として、最近の運転手の接客や気遣いが良くなっていると実感している、それに見合った賃金が確保できるよう願います。

**【小笹委員】**

重要な公共交通事業であるからこれが維持されるように、まちづくりと連携しながらの取り組みが必要であると思います。

**【谷地田委員】**

大都市圏では禁煙車と称した車両がタバコ臭で充満しているケースがあったが、帯広ではそのようなことはありません。

免許返納者について、バスでは半額割引を実施しているところであるが、タクシーについては厳しい経営環境を考慮すれば、割引導入をお願いすることは非常に心苦しい。ただし、利用者を増やせばその割引減収率を下げることとなるので、割引制度を大いに宣伝したいところです。

**【柴田委員】**

運転手の高齢化について、平均年齢が上がる要因は若い運転手が入ってこないことであり、賃金水準が低いためである。事業者の方には努力していただきたい。

ライドシェアについて、労働組合とハイヤー協会共同で反対運動をさらに推し進めていただきたい。

**【松倉委員】**

個人タクシー協会の活性化対策事業として、全乗務員を対象にバリアフリー研修を実施しました。また、道内個人タクシーではユニバーサルドライバー研修を実施する予定です。

今後増加するであろう移動困難者へ対する利用促進策としています。

インバウンド対応として、電子マネー・クレジット決済については現在のところ機器が高額で導入は難しい。言語対策として、翻訳者と電話で通信するサポートシステムの導入を検討している

**【松田委員】**

高齢利用者であっても施設入所や家族送迎などで一概に利用増となつてはいない。免許返納者割引による利用者は増加すると見込んでいる

当社でも運転者の高齢化は進んでいる。

#### 【小林委員】

当社においては、若手の入社はあるものの定着化しないことが課題となっている、給与面の待遇が要因となっている。各種割引が長時労働や給与の待遇改善につながらない一因でもある。

各種割引については公共から補助は受けていない、金銭的な補助を受けずとも高齢者が助成を受けているバス券をタクシーでも使用できるようにすれば、高齢者の移動手段が多様化する、また、高齢者の自家用車による無理な外出も抑止することができる、よって、タクシー利用が促進される。

促進策としての乗合タクシーにおいては、ニーズの掘り起こしは可能であるが、法・制度上の問題で実現は厳しいのが現状であるので、制度改正が求められる。

#### 【佐藤委員】

本日の協議会での意見要望はハイヤー協会としても受けとめますが、さらに全事業者・社員・運転手とも協調しなければならない。

利用者の安全確保や接遇対応については、企業コンプライアンスや運転者教育をさらに進めなければならない。

#### 【高橋会長】

これまで、委員の皆様方より様々なご意見・ご指摘・提言等いただきましたが、様々な連携が非常に大切なことというのは各委員異論のないところであると思います。

本日の議論の中で、タクシー業界が利用者を、あるいは、利用者が業界をどこまで知って理解しているのか、情報の非対称性が浮かび上がったと思います。

今後、本協議会の中で互いの理解度をますます深めたいと考えます。

それでは、その他、事務局からは何か連絡事項はございますか。

#### 【事務局 塚本】

本日の協議会でご発言等いただきました事項について、議事録としてまとめさせていただきます、後日各委員の皆様にご照会させていただきます。

次回の協議会についてはまた改めまして日時を設定し、ご連絡差し上げたいと思います。

#### 【高橋会長】

それでは、以上で議事が終了しました。それでは議事進行を事務局にお返しします。

### 3. 閉 会

#### 【事務局 塚本】

高橋会長におかれましては、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、貴重なご意見等をいただき誠にありがとうございました。引



き続き皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

**【事務局 塚本】**

以上を持ちまして、第2回帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を閉会致します。  
本日は、誠にありがとうございました。